

京都市上下水道局告示第62号

公印の用途を次のように変更します。

平成24年2月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

名称	項目	旧	新
東山営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	東山営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	東山営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
山科営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	山科営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	山科営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
北営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	北営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	北営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
丸太町営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	丸太町営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	丸太町営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
右京営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	右京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	右京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書の発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務

名 称	項目	旧	新
西京営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	西京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	西京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書が発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
左京営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	左京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	左京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書が発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
九条営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	九条営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	九条営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書が発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
伏見営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	伏見営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務	伏見営業所所掌に属する給水装置工事の承認等，納付証明書が発行及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務

(上下水道局お客さまサービス推進室)